



豊監公表第11号

令和4年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市教育長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年（2023年）10月31日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	清 水 聖 子
同	石 原 準 司
同	中 岡 裕 晶

令和5年(2023年) 10月13日

豊中市監査委員 様

豊中市教育長 岩元 義継

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和4年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和4年11月28日)

対象となった 部局課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
社会教育課（青少年自然の家）	事業報告書の記載について （青少年自然の家） 2021年度事業報告書において、青少年自然の家設置条例施行規則第15条により記載すべき事項とされている「利用料金の収入の状況」についての記載がなされていなかった。	2021年度事業報告書に、「利用料金の収入状況」を追記した。次年度事業報告書作成時には、市と指定管理者双方による確認作業を行い漏れがないよう留意する。
社会教育課（青少年自然の家）	使用承認書の交付について （青少年自然の家） 青少年自然の家設置条例施行規則第6条により施設の使用を承認したときに申込者に交付すべきこととされている「使用承認書」が交付されていなかった。	承認年月日、承認番号等を記載した「使用承認書」を、メール・FAXにて受付けた申込者に返信する方法で交付する運用に改め、施設職員に周知し徹底した。

社会教育課	豊中市遺跡情報管理システムの借上契約において、財務規則第110条第1号を根拠として契約保証金を免除する内容の契約を締結しているが、当該履行保証保険契約の加入手続きが完了していないにもかかわらず、契約書を交わしていた。	<p>今後、履行保証保険を根拠にして契約する際は、必ず契約書取り交わし前に受注者に保険証書を請求し、保険証書を受け取ってから締結する。</p> <p>あわせて、契約事務に携わる職員に対し、契約事務者研修の受講を徹底し、理解を深める。</p> <p>なお、指摘のあった契約については、令和4年11月24日付で履行保証保険証書を受領しております。</p>
-------	--	---